

### 第3章 事業費と財源措置

#### 1 事業費と新規必要額

5年間(平成19～23年度)に推進する水源環境保全・再生のための特別対策の事業費と新規必要額は、次のとおりです。

単位：百万円（5年間計）

中柱	番号	事業名	事業費	うち新規必要額 ( )
森林の保全・再生	1	水源の森林づくり事業の推進	15,225	8,393
	2	丹沢大山の保全・再生対策	796	796
	3	溪畔林整備事業	200	200
	4	間伐材の搬出促進	409	409
	5	地域水源林整備の支援	1,154	949
河川の保全・再生	6	河川・水路における自然浄化対策の推進	1,122	1,122
地下水の保全・再生	7	地下水保全対策の推進	1,165	1,165
水源環境への負荷軽減	8	県内ダム集水域における公共下水道の整備促進	7,664	4,270
	9	県内ダム集水域における合併処理浄化槽の整備促進	858	646
県外上流域対策の推進	10	相模川水系流域環境共同調査の実施	98	98
水源環境保全・再生を推進する仕組み	11	水環境モニタリング調査の実施	848	848
	12	県民参加による水源環境保全・再生のための新たな仕組みづくり	192	192
合 計			29,731 (5,946)	19,088 (3,818)

( )内は単年度平均

注

新規必要額は、事業費のうち国庫補助金等の特定財源を除く額。ただし、「水源の森林づくり事業の推進」については、既存財源（平成17年度当初予算額のうち県営水道事業負担金を除いたもの）で対応してきた額を除いた額を新規必要額としている。

市町村の取組事業

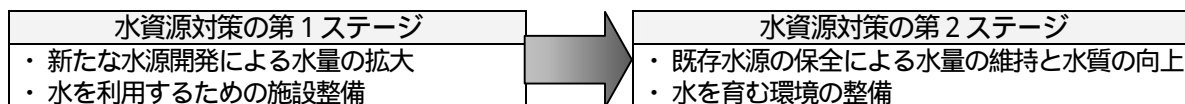
市町村の取組を一部含む事業

水源環境保全・再生に向けた特別対策のうち市町村が取り組む事業については、「水源環境保全・再生に関する市町村特別交付金（仮称）」により必要な財政支援を行います。

## 2 水源環境保全・再生に向けた特別対策の財源措置の考え方

### (1) 水源環境保全・再生施策の位置付け

これまで行ってきたダム建設等の水源開発と、今後行わなければならない森林整備等の水源環境の保全・再生のための取組は、将来にわたり県民の水資源を確保するための密接不可分な一連の取組です。



### (2) 今後取り組むべき水源環境保全・再生施策の取組主体

今後行わなければならない森林整備等の水源環境の保全・再生のための取組は、県が中心となって推進すべき施策です。

これまでの水源開発を目的とするダムの建設費用の大宗とその維持経費は、水の受益者が水道料金により負担してきました。

しかしながら、水道事業者は幅広い水源環境保全・再生施策を直接行う義務までは負っておらず、また、水源地域の市町村のみが、下流域の多くの住民のために、自らの一般財源から水源環境の保全・再生の費用を負担することは不合理であると考えられます。

したがって、水道事業者や市町村が水源環境保全・再生の取組を進めることには限界があり、水源環境保全・再生施策の対象地域は市町村域を越え広域にわたることから、県が中心となって推進すべき施策と言えます。

### (3) 新たな特定の財源を確保する必要性

水源環境保全・再生施策は、受益者が負担する水道料金で賄われてきたダム建設等と密接不可分な一連の取組であるため、その財源は、受益と負担の関係を考慮して、県において一般財源とは別に新たに特定の財源を確保することが必要です。

特定のサービスからの受益と負担の間に密接な関係があるなどの場合は、できる限り受益のある方に負担を求めることが望ましいと考えられます。

これまでの水源開発のためのダム建設等の事業は、水の利用者が負担する水道料金という特定の財源を基本に推進されてきたものであり、今後取り組む水源環境保全・再生の取組についても、ダム建設等と密接不可分な一連の取組であるため、受益と負担の関係を考慮して、県民の皆様の負担による特定の財源で推進することが望ましいと考えられます。

また、継続的・安定的に事業を行うため、一般財源とは別の独立した財源が確保される必要があります。

### (4) 具体的な財源確保方策等

個人県民税の超過課税を導入し、併せて、税収の用途を明確化するため、新たに特別会計及び基金を設置します。

水源環境保全・再生施策を推進するための財源を確保するため、受益と負担の関係を考慮し、水の利用者である県民の皆様にご負担いただく方式として、個人県民税超過課税方式を導入し、併せて、税収の用途を明確化するため、新たに特別会計とその会計内に基金を同時に設置します。

